初期相談窓口として気軽にご利用を

認知症ケアなんでも相談

れています。や家族への支援体制づくりが求めらや家族への支援体制づくりが求めら高齢者支援の重要性が増し、高齢者高齢者人口の増加に伴い、認知症

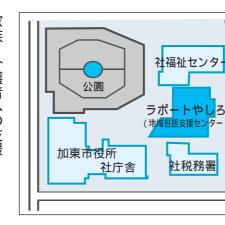
の相談に応じます。 に高齢者を介護しているご家族から について不安のある方や認知 知症ケアなんでも相談」を開設し、 の相談の窓口として「認 で認知症介護の相談の窓口として「認 が認知症の予防

いします。 保健師・社会福祉士がお話をお伺

相談内容は】

認知症の症状への対応方法認知症予防の健康管理の助言





ください。 どうぞお気軽にご利用などです。 どうぞお気軽にご利用その他各種制度の紹介 家族・介護者への支援

一階 相談室一階 相談室七月は十日火・二十四日火です。甘談 日 午後一時から四時相談場所 ラポートやしろ相談場所 ラポートやしろ

☎43.0431
加東市地域包括支援センター問い合わせ

をバリアフリー改修されると

されます。

されます。

されます。

で開発されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者やに建築されている住宅で、高齢者や

税額の三分の一です。 減税額は、百㎡分までの固定資産

居住者の要件】

身体障害者手帳をお持ちの方受けておられる方要支援認定または要介護認定を六十五歳以上の方

対象となる工事】

手すりの設置ドイレの改良を設定の勾配緩和の切配緩和

宋表面の滑り止め化引き戸への取替工事

室内の段差解消

【申請方法】 床表面の滑り止め化

前後)を添えて加東市税務課まで申収書、改修箇所の図面・写真(改修改修後すみやかに工事明細書、領



の写しを添付してください。 定または障害者であることの証明書険法の要支援認定もしくは要介護認善六十五歳未満の方の場合は介護保

申請期間

その他との成二十二年三月三十一日まで

せん。新築や増築の建物は対象になりまのみです。固定資産税の減額は申請の翌年度

☆43・0395総務部税務課(社庁舎)問い合わせ

